

## セントランス株式会社行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～ 令和 10年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するキャリアコンサルティングの実施。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 運用ルールの検討開始
- 令和 7年10月～ 運用ルールの決定
- 令和 7年10月～ 内勤スタッフへの研修の実施
- 令和 8年 4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：年次有給休暇の年間取得率を継続して90%とする。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 7年 4月～ 社内報で年次有給休暇の計画的取得を勧める
- 令和 7年 7月～ ワークライフバランスに関する管理職研修を実施する。
- 令和 7年10月～ 年次有給休暇取得向上のための施策を講ずる
- 令和 8年 4年～ 結果をフィードバックし、更なる手立てを講ずる